

毎週火、金曜日発行(但休日と当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇選管告示 総選挙における選挙長等の選任
補充選挙人名簿の調製等
投票用紙におすべき印
- 選挙公報掲載文の申請期限等
- 立会演説会を開催する町村の指定
- 立会演説会の開催計画
- 立会演説会における演説の順序等をきめるくじを行う日時及び場所
- 最高裁判官国民審査における審査分会長等の選任
- 国民審査における投票用紙の様式等
- 総選挙における選挙会の場所及び日時

◇選挙長告示

国民審査における審査分会の場所及び日時

総選挙における開票区の改正
各候補者の選挙運動に関する支出金額の制限

不在者投票管理者をおくことのできる病院の一部変更

国民審査における点字投票の投票用紙の様式

総選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時

告示

◇鳥取県選挙管理委員会告示第九号

昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙における選挙長及び選挙長の職務代理者を次のとおり選任し

毎週火、金曜日発行(但休日と当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇選管告示 総選挙における選挙長等の選任
補充選挙人名簿の調製等
投票用紙におすべき印
- 選挙公報掲載文の申請期限等
- 立会演説会を開催する町村の指定
- 立会演説会の開催計画
- 立会演説会における演説の順序等をきめるくじを行う日時及び場所
- 最高裁判官国民審査における審査分會長等の選任
- 国民審査における投票用紙の様式等
- 総選挙における選挙会の場所及び日時

◇選挙長告示

国民審査における審査分会の場所及び日時
総選挙における開票区の改正
各候補者の選挙運動に関する支出金額の制限
不在者投票管理者をおくことのできる病院の一部変更
国民審査における点字投票の投票用紙の様式
総選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時

告示

◇鳥取県選挙管理委員会告示第九号

昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙における選挙長及び選挙長の職務代理者を次のとおり選任し

た。

昭和三十三年五月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 職名住所氏名

選挙長 鳥取市若桜町三九 山本 鉄太郎

職務代理者 鳥取市東町七八 中川 一郎

二 選挙長の執務場所

鳥取市東町九九 鳥取県選挙管理委員会事務局

◆鳥取県選挙管理委員会告示第十号

昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙において調製する補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の期間及び方法をそれぞれ次のとおり定める。

昭和三十三年五月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 調製現在期日 昭和三十三年五月二日

二 申請期間及び申請の方法

昭和三十三年五月三日から五月九日までの七日間に住所地の市町村選挙管理委員会に文書で申請すること。

三 調製期間

昭和三十三年五月十日から五月十二日まで

四 縦覧及び異議申立期間

昭和三十三年五月十三日から五月十六日まで

五 異議決定期限

昭和三十三年五月十八日

六 確定期日

昭和三十三年五月十九日

◆鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙の投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印を次のとおり定める。

昭和三十三年五月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 投票用紙におすべき鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

◆鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙における選挙公報掲載文(写真を含む。)の申請期限並びに掲載順序のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十三年五月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 申請期限 昭和三十三年五月九日

二 くじを行う場所 鳥取市東町九九

鳥取県選挙管理委員会事務局

三 くじを行う日時 昭和三十三年五月十日午前十一時

◆鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙において立会演説会を開催する町村を次のとおり指定する。

昭和三十三年五月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

立会演説会を開催する町村

岩美郡 国府町、岩美町

八頭郡 郡家町、八頭村、若桜町、河原町、智頭町

気高郡 気高町、鹿野町、青谷町

東伯郡 東郷町、三朝町、関金町、由良町、東伯町、赤崎町

赤崎町

西伯郡 西伯町、岸本町、淀江町、名和町

日野郡 伯南町、根雨町、溝口町

◆鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙における立会演説会の開催計画を次のとおり定める。

昭和三十三年五月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 立会演説会の方法

二 班の班別編成による立会演説会とする。

二 候補者一人当りの演説時間

三十分以内

第一班

三 一回の立会演説会において演説をすることができる候補者の数

五人

四 立会演説会の演説順序をきめる期間の区分

昭和三十三年五月五日から五月十二日まで及び

昭和三十三年五月十三日から五月二十日までの

二期間とする。

五 立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場

開催日	時	開催市町村	予定会場
五月五日	午後一時三十分	鳥取市	湖山小学校
五月五日	午後七時三十分	岩美町	浦富小学校
五月六日	午後一時三十分	河原町	八頭第一中学校

五月六日	午後七時三十分	鳥取市	遷喬小学校
五月七日	午後一時三十分	八頭村	八東小学校
五月七日	午後七時三十分	若桜町	若桜中学校
五月八日	午後一時三十分	郡家町	中央中学校
五月八日	午後七時三十分	智頭町	智頭小学校
五月九日	午後一時三十分	国府町	谷小小学
五月九日	午後七時三十分	鳥取市	日進小学校
五月十日	午後一時三十分	鹿野町	鹿野小学校
五月十日	午後七時三十分	気高町	浜村小学校
五月十一日	午後一時三十分	青谷町	青谷小学校

五月二十日	五月二十日	五月十九日	五月十九日	五月十八日	五月十八日	五月十七日	五月十七日	五月十六日
午後七時三十分	午後一時三十分	午後七時三十分	午後一時三十分	午後七時三十分	午後一時三十分	午後七時三十分	午後一時三十分	午後七時三十分
米子市	溝口町	根雨町	伯南町	岸本町	西伯町	境港市	米子市	米子市
啓成小学校	溝口小学校	根雨公会堂	生山公会堂	大幡小学校	法勝寺小学校	境小学校	大篠津小学校	就将小学校

五月十六日	五月十五日	五月十五日	五月十四日	五月十四日	五月十三日	五月十三日	五月十二日	五月十二日	五月十一日
午後一時三十分	午後七時三十分	午後一時三十分	午後七時三十分	午後一時三十分	午後七時三十分	午後一時三十分	午後七時三十分	午後一時三十分	午後七時三十分
淀江町	名和町	赤碓町	東伯町	由良町	関金町	三朝町	倉吉市	東郷町	倉吉市
淀江小学校	名和中学校	赤碓中学校	浦安公会堂	由良小学校	鴨川中学校	三朝中学校	河北中学校	桜小学校	成徳小学校

五月十三日	五月十三日	五月十二日	五月十二日	五月十一日	五月十一日	五月十日	五月十日	五月九日	五月九日
午後七時三十分	午後一時三十分	午後七時三十分	午後一時三十分	午後七時三十分	午後一時三十分	午後七時三十分	午後一時三十分	午後七時三十分	午後一時三十分
倉吉市	東郷町	三朝町	関金町	由良町	東伯町	赤碓町	名和町	淀江町	岸本町
成徳小学校	桜小学校	三朝中学校	鴨川中学校	由良小学校	浦安公会堂	赤碓中学校	名和中学校	淀江小学校	大幡小学校

									第二班
五月八日	五月八日	五月七日	五月七日	五月六日	五月六日	五月五日	五月五日	五月五日	開催市町村
午後七時三十分	午後一時三十分	午後七時三十分	午後一時三十分	午後七時三十分	午後一時三十分	午後七時三十分	午後一時三十分	午後七時三十分	予定会場
米子市	西伯町	境港市	米子市	根雨町	伯南町	米子市	溝口町	溝口町	就將小学校
就將小学校	法勝寺小学校	境小学校	大篠津小学校	根雨公会堂	生山公会堂	啓成小学校	溝口小学校	溝口小学校	

五月十四日	午後一時三十分	倉吉市	河北中学校
五月十四日	午後七時三十分	青谷町	青谷小学校
五月十五日	午後一時三十分	気高町	浜村小学校
五月十五日	午後七時三十分	鹿野町	鹿野小学校
五月十六日	午後一時三十分	鳥取市	湖山小学校
五月十六日	午後七時三十分	国府町	谷小学校
五月十七日	午後一時三十分	岩美町	浦富小学校
五月十七日	午後七時三十分	鳥取市	日進小学校
五月十八日	午後一時三十分	河原町	八頭第一中学校
五月十八日	午後七時三十分	智頭町	智頭小学校

◇鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙について開催する立会演説会における候補者の所属の班及び各期間の最初に行われる演説の順序をきめるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和三十三年五月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一日時 昭和三十三年五月二日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町九九

員会事務局

鳥取県選挙管理委員会

◇鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和三十三年五月二十二日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長の職務代理者を次のとおり選任した。

昭和三十三年五月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

職名 住所 氏名
審査分会長 鳥取市若桜町三九山 本鉄太郎
審査分会長の職務代理人 鳥取市東町七八 中川 一郎

◆鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

昭和三十三年五月二十二日執行の最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の様式並びに仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印を次のとおり定める。
昭和三十三年五月一日

- 一 鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄
- 一 投票用紙の様式は、次のとおりとする。
- 二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

○注意

- 一、やめさせた方がよいと思う裁判官について、その名の上の欄に×を書くこと。
- 二、やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないこと。

最高裁判所裁判官国民審査投票

×を書く欄	裁判官の名

鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

鳥取県選挙管理委員会印

◆鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。
昭和三十三年五月一日

- 鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄
- 一 場所 鳥取市東町九九 鳥取県選挙管理委員会事務局
- 二 日時 昭和三十三年五月二十五日 午後一時

◆鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

昭和三十三年五月二十二日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十三年五月一日

- 鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄
- 一 場所 鳥取市東町九九 鳥取県選挙管理委員会事務局
- 二 日時 昭和三十三年五月二十五日 午後二時

◆鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

公職選挙法第十八条第二項の規定により設定した市の区域を分けた開票区及び町村の区域を合せた開票区（昭和三十年鳥取県選挙管理委員会告示第十五号）の全部を次のように改める。
昭和三十三年五月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

郡市名	開票区名	区	域
第一開票区	第一、第二、第三、第六、第七、第十、第十一投票区		

鳥取市	第二開票区 第三開票区	第四、第五、第八、第九、第十二、第十五、第十六、第三十五投票区 第十三、第十四、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四投票区
米子市	第一開票区 第二開票区 第三開票区	第一、第二、第三、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第二十二、第二十三投票区 第四、第五、第六、第十一、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八投票区
岩美郡	国府開票区	国府町、津ノ井村
八頭郡	八東開票区	八頭村、丹比村
東伯郡	東郷開票区	東郷町、泊村

西伯郡	箕蚊屋開票区	伯仙町、日吉津村
日野郡	伯南開票区	伯南町、多里村

◇鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙における各候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額を次のとおり定める。

昭和三十三年五月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

候補者一人につき

六十二万六千円

◇鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

昭和二十五年五月鳥取県選挙管理委員会告示第九号

(不在者投票管理者をおくことのできる病院について)の一部を次のように改正し、次の衆議院議員の総選挙から施行する。

昭和三十三年五月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

「国立鳥取病院 岩美郡宇倍野村大字奥谷一、六九五」を「国立療養所鳥取病院 岩美郡国府町大字奥谷四七七の一」に改め、「国立浜村療養所 気高郡気高町浜村」を削り、「国立三朝温泉療養所」を「国立三朝療養所」に、「国立米子療養所 米子市皆生一、〇八六」を「国立米子療養所 米子市皆生一、八一四」に、「智頭町国民健康保険直営病院 八頭郡智頭町大字智頭一、八七五」を

「国民健康保険直管智頭病院

米子鉄道病院
森脇病院

」に改める。

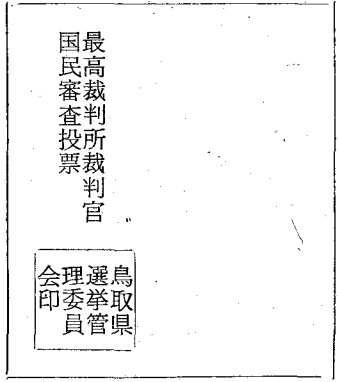
八頭郡智頭町大字
智頭一、八七五
米子市末広町
米子市加茂町一丁
目一四

◇鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和三十三年五月二十二日執行の最高裁判所裁判官国民審査における点字投票の投票用紙の様式を次のとおり定める。

昭和三十三年五月一日
鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

様式



選挙長告示

衆議院議員総選挙選挙長告示第一号

昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十三年五月一日
衆議院議員総選挙選挙長 山本鉄太郎

一 場所 鳥取市東町九九

鳥取県選挙管理委員会事務局

二 日時 昭和三十三年五月二十日 午後二時